

工業調査票乙

(従業者29人以下の事業所用)



指定統計
第10号

票	詳	票	番

この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。調査員の一部提出してください。調査票は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。

乙 8

市区町村番号	基本調査区番号	工業調査事業所番号

黒インキのペン又はボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。金額は、一万円未満を四捨五入して、「万円」まで記入してください。この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。欄は調査員又は市区町村、欄は市区町村又は都道府県、欄は都道府県で記入します。

乙 8

1 事業所の名称及び所在地 電話 () 局 番

(ふりがな)

〒() 都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地ビル 号

2 本社又は本店の名称及び所在地 電話 () 局 番

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。

〒() 都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地ビル 号

3 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。

2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。

3 工場が二つ以上ある。(上記1, 2以外)

4 経営組織 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 会社(株式、有限、合資、合名)

2 組合・その他の法人

3 個人

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る。)

平成8年末現在払込済みの資本の額又は出資の額を記入してください。

千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

6 従業者数(年末現在)

男	女	計

常用労働者(重役などの役員のうち常時勤務して毎月給与を受けている者を含む。)

個人事業主及び無給家族従業者

合計

7 現金給与総額(年間) (期末賞与、退職金等を含む。)

金額

百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間)(消費税額を含む。)

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に使用した総使用額をいいます(購入額を記入するものではありません。)

(2) 委託生産費は、原材料又は製品を他の事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃と支払うべき加工賃をいいます。

(3) 金額欄には(1)と(2)の合計金額を記入してください。

金額

百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

備考

◎A

◎B

9 製造品出荷額等

(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。

(2) 製造品には、原材料を他に支給して製造させたものを含め、仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。

(3) 同じ企業の他の事業所へ引き渡したのも製造品出荷額に含めてください。

(4) 製造品名、買加工品名、番号、数量単位名などの記入にあたっては、商品分類表を参照してください。

(5) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

ア 品目別製造品出荷額(年間)(消費税等内国消費税額を含む。)

番号	製造品名	数量単位名	数量	金額						
				百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

製造品出荷額計 ☆

イ 加工賃収入額(年間) 他の企業の所有する原材料又は製品に買加工して平成8年中に引き渡したものに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください(消費税額を含む。)

番号	賃加工品名	金額						
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

加工賃収入額計 ☆

ウ 修理料収入額(年間)(消費税額を含む。)(修理した品物の名称を記入してください。) 880000 ☆

12 おもな原材料名及び簡単な作業工程

ア 購入したもの

イ 支給されたもの(無償)

10 ア、イ、ウの合計金額 110000 ☆印合計

11 内国消費税額(年間)

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計。

金額

百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

100000

下記の13項は従業者10人以上の事業所が記入してください。

13項は帳簿価額によって記入し、その価額が消費税込みか、抜きであるか、次のいずれかを○で囲んでください。 → 1. 込み 2. 抜き

13 有形固定資産(借用の場合は、この欄には記入せずその旨、備考欄に記入してください。)

	土地					有形固定資産(土地を除く。)								
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
年初現在高														
取得額(年間)														
除却額(年間)														
減価償却額(年間)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(1) 有形固定資産(土地を除く。)には建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品などを帳簿価額で記入してください。

(2) 取得額には、購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、増改築、建設仮勘定からの振替えなどによる取得額を記入してください。

(3) 除却額には、売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引渡しなどによる除却額を記入してください。

(4) 減価償却額には、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額又は減価償却累計額として当期に引き当てられた金額を記入してください。

本票の内容について回答できる人の職・氏名

申告者の名

通商産業省

指定統計 第10号

工業調査票甲

(従業者30人以上の事業所用)

票群票番

市区町村番号 基本調査区番号 工業調査事業所番号

黒インキのペン又はボールペンを用い、楷書で読みやすく記入してください。この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。欄は市区町村、欄は市区町村又は都道府県、欄は都道府県で記入します。

1 事業所の名称及び所在地 電話 () 局 番
2 本社又は本店の名称及び所在地 電話 () 局 番
3 他事業所の有無
4 経営組織
5 資本金額又は出資金額
6 従業者数(年末現在)
7 常用労働者毎月末現在数の合計
8 現金給与総額(年間)
9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(年間)
17 工業用地及び工業用水

10 有形固定資産
11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
12 製造品の出荷額、在庫等
13 12のア、ウ、エの合計金額
14 国内消費税額(年間)
15 主要原材料名
16 作業工程

この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。この調査票は、調査員に一部提出していただきます。調査票は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。

甲 8

甲 8

通商産業省

記入注意

調査票の記入にあたっては、調査票の項目欄の説明、「工業統計調査のお願い」及び「商品分類表」を参照してください。

調査項目の説明

- 1 事業所の名称及び所在地**
「事業所の名称」には、商号、その他営業上用いている正式の名称を記入してください。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。
- 4 経営組織**
「組合」とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは、個人に含めてください。
- 6 従業員数**
 - (1) 「常用労働者」とは、次のうちいずれかの従業員をいいます。
 - (ア) 期間をきめず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
 - (イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
 - (ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
 - (エ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
 - (2) 「個人事業主及び無給家族従業員」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主と、その家族で手伝い程度のものは含めないでください。
- 7 常用労働者毎月末現在数の合計**
「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を、合計したものです。個人事業主や、無給家族従業員を含めないでください。
- 8 現金給与総額**
 - (1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
 - (2) 「常用労働者に対する基本給、諸手当」とは、労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを含んだものです。
 - (3) 「特別に支払われた給与」とは、常用労働者に対して、一時的な理由により、特別に支払われた結婚手当、期末賞与などをいいます。
- 9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費**
消費税額を含んだ金額を記入してください。
 - (1) 「原材料使用額」
 - (ア) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料及び工場維持管理のための材料、備品、消耗品、購入した水などのうち、実際に使用した総使用額をいいます（購入額を記入するものではありません。）。
 - (イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
 - (ウ) 同じ企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものの使用額も市価に換算して記入してください。
 - (エ) 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合、例えばコークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
 - (2) 「燃料使用額」には、暖房用も含まれます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所の使用した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額等のもっとも多かった事業所にまとめて記入してください。
 - (3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含まれます。なお、自家発電によるものは除きます。
 - (4) 「委託生産費」とは、原材料又は製品を他企業の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工賃をいいます。
- 10 有形固定資産**
事業所の所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む。）を帳簿価額によって記入してください。
 - (1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産（建物、構築物、

一般注意

調査期間が年間となっている事項については、平成8年1月1日から、12月31日までの1年間の実績について記入してください。ただし、毎月の帳簿締切（例えば25日）がきまっている事業所では、平成8年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の実績について記入しても差し支えありません。

- 機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等」の両方を、それぞれ記入してください。
 - (2) 「取得額」
 - (ア) 購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振替えを、取得の際の帳簿価額又は振替えの際の評価額で記入してください。
 - (イ) 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は、記入しないでください。
 - (3) 「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「有形固定資産計（土地を除く。）」に区分して記入してください。
 - (4) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。
 - (5) 「建物、構築物」
 - (ア) 建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他経営附属物（構外のものを含む。）並びに附属設備を含めてください。
 - (イ) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
 - (6) 「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産勘定又は他の勘定に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。
- 11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額**
 - (1) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原材料及び下請加工した製造品は含めないでください。
 - (2) 金額は帳簿価額によって記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
- 12 製造品の出荷額、在庫額等**
消費税等内国消費税額を、含んだ金額を記入してください。ただし、在庫額については、帳簿価額によって記入してください。
 - (1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。
 - (2) 「製造品名」、「貨加工品名」、「番号」、「数量単位名」などの記入にあたっては、調査票と同時に配った「商品分類表」によって記入してください。
 - (3) 調査票欄に書きつけないときは、補助用紙を用いてください。この際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計数字は、調査票の「製造品出荷額計」又は「製造品在庫額計」欄に記入してください。
 - (4) 「ア 品目別製造品出荷額」
 - (ア) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、原材料又は製造品を他の事業所に支給して製造、加工させて出荷した製造品も含まれます。
 - (イ) 同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が、他に余剰電力を販売した場合は、この販売電力を製造品出荷額等のもっとも多かった事業所の出荷額に記入してください。
 - (ウ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
 - (エ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは、市価によって出荷額を記入してください。
 - (5) 「イ 品目別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めないでください。
 - (6) 「ウ 加工賃収入額」には、他の企業の事業所が所有する原材料又は製品に加工して平成8年中に引き渡したものに対して受け取る加工賃を記入してください。

(注) この調査において加工賃というのは、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって加工賃を受け取る場合に限りです。したがって、普通に加工業と呼ばれる業種に属する事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。

- (7) 「エ 修理料収入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。
- (注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、「修理」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工賃収入額」に記入してください。

14 内国消費税額

内国消費税額については、納税ベースで記入してください。

15 主要原材料名

購入又は支給された原材料名のうち、主なものを記入してください。購入した原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入した原材料名を記入してください。

16 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちのどの方法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。

17 工業用地及び工業用水

- (1) 「ア 事業所敷地面積及び建築面積」
 - (ア) 事業所敷地面積には、事業所で使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、へい、さくなどにより、明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。
なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めてください。
 - (イ) 事業所建築面積には、事業所敷地内にある、すべての建築物の面積の合計を記入してください。
- (2) 「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む。）をいいます。
- (3) 「1日当りの用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
- (4) 「イ 1日当り水別用水量」
 - (ア) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
 - (イ) 「工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。
 - (ウ) 「地表水・伏流水」には、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）の量と、河川敷又は旧河川敷内において集水埋きよによって取水する水（伏流水）の量の合計を記入してください。
 - (エ) 「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。
 - (オ) 「その他の淡水」には、上記のいずれにも属さないで、「回収水」以外のもの、例えば、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
 - (カ) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を、循環して使用している水の量を記入してください。
- (5) 「ウ 1日当り用途別用水量」
 - (ア) 「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。
 - (イ) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
 - (ウ) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶解水、ビスコース製造工程におけるか性ソーダの溶解用水、染色用水などです。「洗じょう用水」とは、工場設備、又は製品の洗じょう用に使用される水をいいます。
 - (エ) 「冷却用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水をいいます。
 - (オ) 「温調用水」とは、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。

備考欄

「休業中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。

奈良県の工業

(平成8年工業統計調査結果報告書)

平成10年1月発行

編集・発行 奈良県総務部統計課

〒630-8113 奈良市法蓮町757番地

奈良県法蓮庁舎内

(TEL)0742-22-1101(内線)2624